

第12次 上越市交通安全計画（案）の概要

計画の位置付け

国及び県の計画に基づき、当市の陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための大綱

計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

計画の基本理念

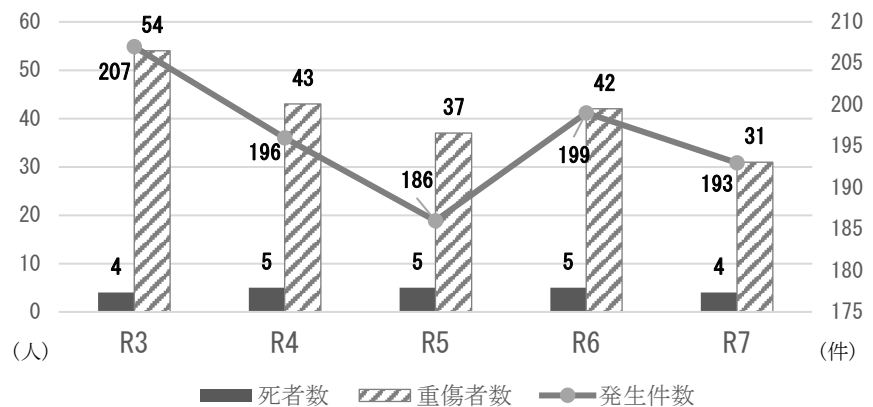
- 真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素である。
- 人命尊重の理念に立って、人優先の交通安全思想の普及を図るとともに、市民の主体的な取組を促進するため、参加・協働型の交通安全活動を推進し、交通事故の無い安全で安心な上越市を築き上げていく。

第11次計画期間中の市内の交通事故発生状況

【令和7年までの目標】

死者数：4人以下

重傷者数：42人以下



《高齢者死者数等の推移》

| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----|---------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 上越市 | 死者数 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 |
| | 高齢者死者数(割合) | 3人(75%) | 5人(100%) | 4人(80%) | 2人(40%) | 1人(25%) |
| | 発生件数 | 207件 | 196件 | 186件 | 199件 | 193件 |
| | 高齢者事故件数(割合) | 101件(49%) | 92件(47%) | 67件(36%) | 101件(51%) | 97件(50%) |
| | 高齢運転者事故件数(割合) | 68件(33%) | 53件(27%) | 46件(25%) | 72件(36%) | 70件(36%) |

- 令和7年の死者数、重傷者数はいずれも抑制すべき目標の範囲内であったものの、目標に収まらない年もあることから、引き続き、交通事故防止対策を推進する必要がある。
- 交通事故全体に占める高齢者の割合が半数を超える状態が続いていることから、高齢者に対する交通安全教育や啓発活動を一層進めていく必要がある。

目 標

- ・令和12年までに年間の交通事故死者数を **4人以下**にする。
- ・令和12年までに年間の交通事故重傷者数を **38人以下**にする。

重点課題と主な取組

(1) 高齢者の交通事故防止

参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、安全運転サポート車の普及促進、
サポート車限定免許の周知（新設）

(2) 歩行者の安全確保

歩行空間の確保、歩行者の保護意識の高揚、交通安全教育等の推進、
生活道路における法定速度の引下げに関する広報啓発等（新設）（令和8年9月～30km毎時）

(3) 自転車の安全対策の推進（新設）

自転車の安全で快適な通行のための環境整備、交通安全教育等の実施、
自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の周知（新設）、
自転車乗車用ヘルメット着用促進（新設）、自転車損害賠償責任保険等の加入促進

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

各種交通安全教育の場での意識啓発、保育園等と連携した保護者等への着用効果の指導

(5) 飲酒運転の根絶

地域や職場等と一体となった広報啓発活動等の強化

6つの分野別施策

第1章 道路交通環境の維持・整備

- | | | |
|---------------|---------------------------|--------------------|
| 1 道路等の維持・整備 | 2 交通安全施設等の維持・整備による交通安全の推進 | |
| 3 道路使用・占用の適正化 | 4 公共交通機関の利用促進 | 5 その他の道路交通環境の維持・整備 |
| 6 事故防止対策の推進 | 7 災害に備えた道路交通環境の維持・整備 | |

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ **6歳以上でも体格等の状況により、チャイルドシートやジュニアシートの使用が望ましいこと等の広報啓発（新設）**
- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・ **17歳6か月での普通免許等の仮免許取得が可能となる制度改正についての周知（新設）**
- 効果的な交通安全教育の推進
- 4 地域社会における交通安全意識の高揚

第3章 安全運転の確保

- 運転者教育等の充実
- 事業者に対する安全運転管理の指導
 - ・ **運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の確実な履行（新設）**
- 3 道路交通に関する情報の収集と提供

第4章 道路交通秩序の維持

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 1 交通指導取締りの強化 | 2 飲酒運転防止対策の強化 | 3 駐車秩序の確立 |
| 4 自転車駐車対策の推進 | 5 適正な交通規制の実施 | |

第5章 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 救急医療体制の整備

第6章 交通事故被害者対策の推進

- 1 無保険（無共済）車両の運行の防止
- 2 交通事故相談業務の推進
- 3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実